

開発協力適正会議

第 83 回会議録

令和 7 年 10 月 28 日（火）

《議題》

1 新規採択調査案件

- (1) ラオス（無償）「首都ビエンチャンにおける送配水設備改善計画」
- (2) バングラデシュ（有償）「保健システム強化計画」
- (3) マラウイ（無償）「ナカラ回廊との連結性向上のための国道 1 号線改修計画」

2 報告事項

- (1) 「ODA 評価年次報告書 2025」について

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午前9時59分開会

- 弓削座長 皆様、おはようございます。第83回「開発協力適正会議」を開始します。
今回の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどあれば隨時御指摘願います。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。
本日は、道傳委員がオンライン参加です。また、別件対応のため、石月国際協力局長が欠席です。あらかじめ周知いたします。

1 新規採択調査案件

(1) ラオス（無償）「首都ビエンチャンにおける送配水設備改善計画」

- 弓削座長 それでは、新規採択調査案件について議論を始めます。
本日は、ラオス、バングラデシュ、マラウイの3件を扱います。
まず、説明者から各計画の外交的意義の説明及び委員コメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。
最初の案件は、ラオス「首都ビエンチャンにおける送配水設備改善計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者1（国際協力局国別開発協力第一課） おはようございます。国別開発協力第一課の夏堀と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
本計画の外交的意義については、案件概要書の記載のとおりでございます。
これらの記載については、道傳委員の5番目、それから、松本委員の2番目の御質問を踏まえて、一部修正させていただいたものとなります。詳細については、後ほど御説明させていただければと思います。
それでは、説明に移らせていただきます。
- 説明者2（JICA東南アジア・大洋州部東南アジア第二課長） おはようございます。国際協力機構（JICA）東南アジア・大洋州部の三戸森と申します。それでは、各委員から事前に頂戴いたしましたコメント・御質問への回答をさせていただきます。
早速ですが、道傳委員の1番目、そして、弓削座長の1番目の、開発効果に関する質問について、事業サイトにおける一日当たりの送配水量は、現地調査で確認する必要がありますが、2024年の平均8万立方メートルから1.5倍程度まで増強されるということが期待されております。
続いて、道傳委員の2番目、そして、弓削座長の2番目の、他ドナーによる開発事

業の教訓に関する質問についてです。まず、フランス開発庁の支援で行われました既設管の更新においては、既存の管径が過小なため、流量・圧力不足を生じている区画があるとされております。それを解消されるため適切な大径管への更新を設計に含める必要があることが指摘されています。また、中国輸出入銀行の支援したドンマカイ浄水場の建設事業では送水管が整備されたものの、配水管の増強が含まれておらず、浄水場での生産水量が増えたにもかかわらず既設の細い配水管では水圧が上昇し、結果として漏水が増加した可能性が指摘されております。本計画では、送水管に加え配水管の増強を行う想定です。

また、アジア開発銀行の技術協力では、事業持続性の観点から設備及び人材の両輪で支援を進める必要性が指摘されています。本計画は、我が国が実施している無収水対策に関する技術協力を通じた人材育成の取組と連携しつつ進めていく予定です。

続いて、道傳委員の3つ目の維持管理体制に関する質問についてです。全体として維持管理に改善を要する状況ではありますが、本計画の予算及び職員数は十分に確保されていることを実施機関に確認しております。また、技術協力プロジェクトを通じて、運営・モニタリング・維持管理に係る能力強化、連携体制や人材育成のための能力強化を行っております。

続きまして、道傳委員からの4つ目の漏水対策に関する質問です。漏水に適切に対応するためには「日常・定期点検」「漏水調査」「修繕工事」等を迅速に行う必要があり、また、適切な情報の把握・管理も重要となります。このため、これらの業務の専門知識や技術を持ったスタッフの能力強化や適切な配置、必要な調査資材の確保、応急資材の常備に加えて、住民からの問合せに即応できる体制づくりも重要となります。本計画では実施機関とも協議し、これらの体制強化を図ってまいります。

- 説明者1 続きまして、道傳委員の5番目、それから、松本委員の2番目の、在留邦人の居住地域に言及した記述に関する御質問についてです。本計画の一義的な目的は、ビエンチャン首都圏における上水道の安全性及び利便性の向上を図り、もって同地域の都市環境の整備に寄与することです。

当該部分はあくまでも、それらの副次的な効果を記述したところでしたが、御指摘を踏まえまして「本事業計画の副次的な効果として、清潔な水の安定的な供給を通じてビジネス環境の整備にも貢献しうる」に修正させていただければと思います。

なお、案件概要書については、本適正会議での使用を目的として作成しているものです。外務省ホームページに公開しておりますが、積極的に被援助国政府に提示しているものではありません。ラオス政府からは、インフラ整備の協力は、より多くの日本企業がラオスに進出する環境整備に資するものとして、好意的に受け止められております。

- 説明者2 続きまして、西田委員の1番目、松本委員の3番目、徳田委員の1番目の、ラオス政府自身による計画の達成状況や課題認識に関する御質問についてです。ラオス政府は「第9次国家社会経済開発5カ年計画（2021年～2025年）」の中で、安全な水へのアクセスは2012年に69.9%、2020年に88.5%を達成し、この成果を踏まえて2025年までに95%を達成するとの目標を設定しています。これを踏まえますと、ラオスの安全な水の供給状況は改善していると評価できます。

その一方で、健康な生活を営むためには「大腸菌を含まない安全な水に常にアクセスできる」ことが必要であり、ラオス政府の社会指標調査（2023年）では、その割合は25.9%に過ぎません。ラオス政府の目標値（95%）は「自宅から30分以内で基本的な飲み水にアクセスできる割合」に基づくものであり、こうした基準の取り方の違いから、問題の所在が浮上しています。今後は「大腸菌を含まない安全な水に常にアクセスできる割合」を引き上げることが重要です。

安全な水へのアクセスが改善されない原因については、アジア開発銀行やフランス開発庁による取組を通じて、ハード面では配水管等のインフラ整備不足、人口増加に伴う需要増加及び既存設備の供給能力不足等、そして、ソフト面では不十分な料金体系による財務持続性の欠如、保守管理技術者を含む人的資源の不足及び組織能力の脆弱さ等が指摘されています。

我が国としては、これまでの他ドナーの分析等も踏まえ、本計画及び先行する有償資金協力を通じてハード面のニーズに応えるとともに、技術協力プロジェクトを通じて、財務持続性を確保できる施設のソフト面（運営・維持管理能力）のニーズに応えていく考えです。

続きまして、西田委員の2番目の、日本の地方自治体の参画に関する質問についてです。実施中の技術協力プロジェクトにおいては、さいたま市、横浜市及び川崎市の職員が専門家として派遣されています。各専門家からは、日本国内では老朽化した施設の維持管理・更新を中心とした業務が多いことから、諸外国における開発協力事業への従事を通じて、分業化された国内業務環境では得難い、水道事業全体を見渡せる見地から広く業務経験を得られるといったような所感が示されています。

続きまして、西田委員からの3つ目の、フランス開発庁の協力によるマスタープランに関する御質問についてです。このマスタープランは2015年に本計画対象エリアである首都ビエンチャンを対象として策定されています。既存の送配水管網の問題や無収水の問題を指摘しつつ、将来的な送配水管網の増強を計画しております。このマスタープランはラオス政府にも了承されています。これまで日本は、このマスタープランの優先事業である首都ビエンチャン東部に所在するカオリオ浄水場の拡張、送配水施設の拡張等を実施してきており、この計画もマスタープランに位置づけられています。ラオス政府が優先事業として認定したものであるということを確認しています。

○ 説明者1 続きまして、松本委員の1番目の質問について、2015年に日ラオス関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げしました。そこから10年間にわたって、両国関係は政治・安全保障、経済協力、貿易・投資、地域・国際場所及び人的・文化交流を含む様々な分野で着実に成果を上げてきました。今後10年間を見据えて、両国の協力関係をあらゆる分野で重層的に深化・拡大させていくという方向性を示すために、本年2025年、外交関係樹立70周年の機会に両国関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」と位置づけることとしました。

同パートナーシップの下で、開発協力に関しましては、ラオスが目指す2026年の後発開発途上国（LDC）からの卒業、さらに将来の高中所得国入りを見据えて、自律的で質の高い経済発展に向けた努力を後押ししていく方針です。

○ 説明者2 続きまして、松本委員の4番目の誤植に関する御指摘について、ここでは「を含む」を削除し、こちらを「都市・地方開発を通じた格差是正の一環で都市環境の整備を重点的に進めることとしており」と修正させていただきます。御指摘ありがとうございます。

また、松本委員からの5番目の御質問、国内の上下水道事業における維持管理の課題との関係性に関する御質問についてです。ラオスの水道事業関係者には、日本での研修の機会等を通じ、日本の課題、そして、対応経験も含めて共有しています。具体的には、日本国内の無収水率が10%未満に抑えられている背景として、計画的な管路更新・漏水調査・圧力管理等の漏水対策の徹底や管路更新計画の策定等の取組が紹介されています。また、日本が抱える人口減少や高齢化を原因とする公共サービスの持続性の課題についても、官民連携、水道料金の設定、規制等で対応してきたことをラオス側関係者に共有しています。

この計画においても、日本の技術や経験を踏まえつつ、ラオスの現状に即した事業内容となるよう調査を行ってまいります。

続いて、松本委員から6番目の御質問、有償資金協力での案件形成の可能性に関する御質問について、御指摘のように、ラオスには公的債務の問題がなければ、商業採算性を見込んだ有償資金協力で対応することを検討することになります。

しかしながら、同国は、現在、IMFの債務持続性評価で危機的状況に陥っているという4段階の中で最下位の評価を受けているところ、有償資金協力は検討できない状況でございます。そのため、無償資金協力での実施を検討しています。

続きまして、田辺委員からの1番目の御質問、チナイモ浄水場に関する御質問について、まず、チナイモの浄水場の位置は、案件概要書の別添地図にお示しさせていただいているので、そちらで御確認いただければと思います。ビエンチャンの南部に位置するというところでございます。

また、チナイモ浄水場の拡張により、安全な浄水の生産が増加することが見込まれますが、既存の管路の老朽化が進み、また、細い管路であるところ、水圧の負荷により送配水管が損傷し、漏水が発生する可能性がございます。本事業を通じてチナイモ浄水場から送配水される管路を口径の太いものに更新することで、同浄水場の機能が最大限に発揮され、安全な浄水を適正な水圧で配水する効果が期待できます。

加えて、漏水の削減を通じた無収水率の低下、ひいてはチナイモ浄水場を含む水道事業全体の財務状況の改善に貢献することも見込まれています。

最後に、徳田委員からの1番目の実施機関であるビエンチャン水道公社の商業的損失の原因に関する御質問です。主な原因としては、水道メーターの故障、そして、老朽化による誤表示、記録の誤り等が考えられています。このような課題に対して、本年以降、さいたま市が草の根技術協力を通じて水道メーター検針業務体制の改善、水道メーター更新計画の策定手順の作成などを実施して協力しています。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、田辺委員、西田委員、松本委員の順でお願いいたします。田辺委員、どうぞ。

○ 田辺委員 御回答ありがとうございます。

追加の質問で、債務状況が非常に厳しいということで、この水道事業を民営化する可能性があるのかどうか。民営化する場合、無償資金を供与した後にすぐに民営化されてしまうと、そもそも、無償資金協力で対応する意義は何だったのかということになりかねないので、御説明をお願いします。

○ 弓削座長 では、続けて、西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

2点ございます。1点目は、私の2番目の質問にある自治体の参画する意義なのですけれども、各自治体職員にとって水道業務全体が見える、良い経験になったという話なのですけれども、それはそれで、そのものは良い経験だと思うのですが、ほかには何か、自治体にとっての利益と言いますか、要は結構、多分、今、水道も人の高齢化とか人不足とかがあると思います。それをオフセットしてでもやる意義が出てくるような、意義のあるようなものになっているのかとか、そういったところを教えていただきたいというのが一点。

2点目ですが、3番目の質問に関連して、先ほどフランス開発庁の策定したマスタ

一プランの一部というお話であったと思います。そうであれば、質問ではなくてコメントになるのですが、案件概要書の「3. 計画概要」の（4）のところで、各ドナーの動向・連携可能性というものが書いてあって「いずれにせよ、本計画との地域は異なる」と書いてあって、私はこれはいずれの計画も、と理解していたので、もしフランス開発庁の策定したマスタープランの一部であれば、この一文は、本計画がマスタープランの一部であるとして修正したほうが良いと思いました。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございました。

それでは、松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 どうもありがとうございます。

質問というよりは、やや議論になってしまふかもしれません、最初に夏堀さんから御説明いただいた文言の修正というところに反映されているのが、やはり昨今の日本のODAは日本のためになるかどうかという議論が含まれていると、私の中では考えています。それをあまり正面で議論すると、逆にそれ自体が前面に出るので、それも得策ではないと思いつつも、しかし、こういう場所で日本のためになるということについて全く議論しないわけにもいかないと思って、あのようなコメントを書き、質問を書かせていただきました。

その後に、西田委員の質問に対して、地方自治体にとっても現在の日本の抱えている課題を考えた上で、ラオスでこういう事業に携わることが地方自治体にとってもプラスがあるというように説明されたと思います。私はこういうようなことの説明の仕方が結構大事なのかなと考えています。つまり、これは日本が進んでいるからやりますとか、途上国が遅れていますとか、そういうことを言う時代が大分過ぎてきて、我々が抱えている問題は将来、途上国も抱えるだろうし、もしかしたら、まだその問題を抱えていない途上国の問題と一緒に携わることが今の日本の問題を解決することにもつながる。つまり、そういう意味でODAなりが、相手国のためになるけれども、日本のためになる。もう少し深いところと言いますか、本質的なところで、今の社会の変化を捉えながら議論していく必要があるということを、今回の御回答を伺いながら考えた次第です。

ですので、私はODAをもっと増やせばいいとかという立場ではないとは言え、一方でODAに対して、日本のためになっていないからやめるべきだ的な議論には全く与しないと思っていますので、その意味ではやはりそういうところについてしっかりと議論していくことも、開発協力適正会議の中でやっていけたら良いと思いましたので、もしこの点、外務省で追加で御意見等ありましたら伺いたいなと思った次第です。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございました。
道傳委員、どうぞ。
- 道傳委員 今日もオンライン参加の御配慮をいただきましてありがとうございます。
事前に質問を申し上げた、多くの在留邦人が居住する地域であることはどの程度考慮する必要があるのかというの、考慮する必要があるのであればきちんと書いていただくべきだと思った次第でございます。
ちょっと音声が途切れ途切れで、ところどころ聞こえないところはあったのですけれども、聞こえた範囲で判断する限りでは、ビジネス環境あるいは日本企業進出のためのインフラを整えるといったような話も聞こえましたので、そういった電力環境の整備などもこの会議で議論をした記憶もありますので、企業の進出ということを考慮するのであれば、進出の事例であったり、あるいは進出の規模など、きちんとこの書類には案件のところで記述をいただきたいと感じました。
よろしくお願ひいたします。
- 弓削座長 どうもありがとうございます。
それでは、今の委員の皆様の質問に対してのお答えをお願いいたします。
- 説明者2 御意見・御質問ありがとうございました。
まず、田辺委員からいただきました、ラオスの債務状況などを考えて、実施機関の民営化があるかという点については、現時点では民営化ということは聞いておりません。調査を実施する際にも、しっかりとそこは確認してまいろうと思いますが、その予定はないという理解です。
また、次に、西田委員から御質問いただきました自治体の参加の意義というところです。書かせていただいた、この事業を一からやるところなどに関われるということが自治体の皆さんからはすごく経験としては、日本ではなかなかできないもので、ダイナミックなものが見られるということで、評価いただいていると考えています。自治体職員がそうした経験を、日本に帰ってきたときに業務にも反映できる部分があるとは聞いていますが、人材不足とかオフセットするという辺りはいろいろと自治体の中でも苦労しながらすごく貢献をしていただいている、無理をしながら努力をいただいているところだと認識しています。
また、A F Dのマスター・プランのところについては、御指摘ありがとうございます。マスター・プランについては、御指摘のとおり、本計画を含んでいますので、記載を修正させていただきます。

- 説明者1 松本委員からの、ODAを今後どうしていくのかというところですが、私からまず回答を申し上げて、もし必要であれば、他の方からも補足いただければと思います。

2023年に開発協力大綱を改定しまして、その際には新しい概念として共創というテーマが入っております。これはまさに、国際社会の課題に対して、日本政府、相手国政府、日本の民間団体、それから、外務省以外の、JICAなり、専門的な知識を持った日本の各団体がそれぞれ知恵を出し合ってその課題に向き合うという取り組み方です。やはり国際社会はどんどん動いていますので、日本としても、そういった国際的な課題に民間企業も含めたオールジャパンで対応して課題解決を図る、その課題解決の中で得られた知見をさらに日本に持ち帰って、日本でのさらなる活躍、それから、社会の活性化に生かしていく、という形で、現在、新たなODAとして取組が進んでいると理解しています。

- 弓削座長 では、中島総括官、どうぞ。

- 中島国際協力局開発協力総括官 すみません。ありがとうございます。

松本委員からいただいたODAの説明の仕方というところは、外務省としてもそこは非常に、今、頭を悩ませているといいますか、知恵を出そうと思っているところであります、これまでよく言われている、いわゆる「三方良し」ということで、まず、もちろん、相手国の開発、経済社会開発に役立つということ、日本の国益になるということ、それから、いわゆる国際公益といいますか、そういう国際的な責任を果たしていく。この「三方良し」の開発協力を進めていこうということで、いろいろなところで広報しているところではありますけれども、まさに松本委員におっしゃっていたとおり、日本のためになるというところをいかに説明するかというところで、JICAの方からも御説明があったように、まさにこういう、日本の水道事業が抱えている課題解決にこの国際協力を通じた知見が生かせるところがあれば、それは単なるレトリックだけではなくて、実態としても非常に役立つということが言えると思いますので、その辺は、実情を確認しつつ、よく説明の仕方を練り上げていきたいと思っています。

コメントありがとうございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

ほかにコメントなどありますでしょうか。

では、どうぞ。

- 小豆澤JICA企画部長 今の中島総括官の話に補足させていただきます。

特に水道事業のような、日本でいうと、地方自治体が提供している行政サービスにつきましては、日本国内ではそれに付随して、企業がいろいろなメンテナンスですかを担っておられる場合がありますので、こういった地方自治体が協力する事業において、例えば地方自治体で水道サービスに関するサービスを提供している企業が海外展開という形で入るような事例もありますので、そういう形で日本国内にも裨益があると考えています。

特に、このビエンチャンの事例ではないですけれども、横浜市ですとか北九州市とかの各自治体から草の根技術協力に応募いただいて、それに付随する形と言いますか、それに伴って、各企業が例えばJICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に応募されて、類似のビジネスが展開できるかどうかということを調査いただいたりする事例もあります。

以上でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

この案件については、いろいろなポイントが挙げられましたので、ここでそれらを繰り返すことはできませんけれども、計画自体については、維持管理体制の整備の重要性を踏まえ、予算及び職員数を十分に確保することは大事です。それに加えて、技術協力プロジェクトを通じて、運営、モニタリング、維持管理に係る能力強化を行うことも大事です。そのためには、有償資金協力と技術協力の両方でそれに関わるということと、ハード面とソフト面の両方のニーズに応えていくことが大事だという点が挙げされました。また、もっと大きな面で、ODAの意義とその説明の仕方に関するコメントと、それに関するいろいろな議論もありました。これはとても重要な点で、この会議で、この課題について必要に応じて議論を続けていくことも大事だと思います。

このほか、委員の皆様が挙げられた点を踏まえて、協力準備調査に進むということでおろしいでしょうか。

では、そのようにお願いいいたします。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 協力準備調査に進むということには異論ありません。

先ほど小豆澤さんもおっしゃったことなので、ちょっとだけ。まさに総括官がおっしゃったように、「三方良し」というものはレトリックとしてそうだなと思う一方で、やはりどうしても、さっき、最後にお話しされたように、日本の企業もそこに参画され、というところに行ってしまうと、どうしても、それが日本ためであるということ、例えば私が学生と議論していても、どうしても、そこに狭く行ってしまうので、日本企業が入札に参加することそのものを否定するつもりは全くないのですけれども、

どうしても、「三方良し」の中で日本企業とか日本の技術を前面に押し出してしまって、それができない事業については必要がないと考えてしまうのです。

私が思うには、明らかに日本企業の参画があるとかないとかに拘わらず日本と途上国が一緒にやることによって得られるものというものはお互いにあると思っていまして、それは研究者の空想だと言われてしまえばそれまでですけれども、しかし、やはりそういう議論を若い人たちにもしていかないといけないと、教壇に立ちながら思う次第なのです。この国がそういう議論ができる社会であってほしいと思いますので、ぜひ、その辺り、御説明のときに、おっしゃりたい気持ちも分かりますし、経団連の方もいらっしゃいますし、貿易会の方もいらっしゃるので、それを否定するつもりは全くないのですけれども、すごく分かりやすいのでそこにどうしてもフォーカスされてしまうことの持つ危険性と言いますか、そこには少し意識していただきたいなと思った次第です。

すみません。既にまとめが弓削座長からあった中で申し訳ありません。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

各案件に対して、たくさんコメントがある中で「まとめ」は不可能なので、私のコメントというような感じで最後に幾つかの点を挙げてますが、どうもありがとうございます。とても重要な点なので、はっきりおっしゃっていただいて、今後もそのことについて我々も考えていかなくてはいけないということを、改めて皆さん感じたと思います。

それでは、この案件については、これで終了ということでおろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

(2) バングラデシュ（有償）「保健システム強化計画」

○ 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次の案件は、バングラデシュ「保健システム強化計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者1（国際協力局国別開発協力第二課長） 外務省国別開発協力第二課の廣瀬です。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、バングラデシュの「保健システム強化計画」につきまして、外交的意義については、案件概要書に記載のとおりなので、省かせていただきます。

早速、委員の御質問に回答させていただければと思いますが、まず、松本委員の1

番目の「伝統的な友好国」に関する御質問ですが、いつからという明確な定義づけをしているわけではありませんが、我が国は、バングラデシュの独立直後の1972年に国交を樹立して以来、長きにわたって一貫して友好的な関係を維持してきています。これまでのまさに開発協力の成果もあり、バングラデシュは極めて親日的であって、我が国はバングラデシュを「伝統的な友好国」と考えています。こうして積み上げてきた外交的アセットというものを維持するということは極めて重要であり、国際場裏における両国の協力関係強化にもつながりますし「自由で開かれたインド太平洋」の推進にも寄与すると考えています。今年5月にユヌス首席顧問が来日した際にも、こうした両国の長い友好関係というものを想起しまして、両国間の「戦略的パートナーシップ」へのコミットメントというものを再確認する旨の共同プレスリリースを発表しました。

続きまして、道傳委員からの1番目の暫定政権下での日本の開発協力の継続性に関する質問についてですが、政権交代後も、バングラデシュの開発課題あるいはニーズというものは変わらず、我が国は国別開発協力方針に掲げる経済成長の加速化、それから、社会脆弱性の克服の両面からの協力を継続しています。例えば鉄道の複線化事業、あるいは食品安全に係る円借款の案件形成というものは政権交代後も継続されて現政権下で開始しています。同様に、例えば自然災害対策であるとか、あと、避難民問題の対応というのも政権交代後も継続して行っている案件です。

- 説明者2（JICA南アジア部南アジア第四課長） JICA南アジア第四課の大浦と申します。計画の中身の詳細な御質問について、私から御回答申し上げます。

西田委員から御質問いただきました保健行政の執行能力に関する御質問についてですけれども、暫定政権発足も保健行政自体は特に問題なく進められており、現地から聞いたところ、医療サービスの低下といった状況は見られていません。デング熱の流行など、この時期になってくるとあるのですけれども、こういった伝染病対策というところもクイック（迅速）に対応していまして、例えば大学病院でのデング熱対策コーナーの設置であるとか、あと、全国で10万個を超えるデング熱検査キットの配付など、そういったクイックな対応というところも着実にやっていて、継続的に成果を上げている状況になっています。

次に移らせていただきまして、西田委員からいただきました2番目の御質問、松本委員からいただきました御質問の4番目、徳田委員からいただきました2番目の御質問、成果連動型借款の制度と事例に関する御質問について、御回答申し上げます。成果連動型借款では、あらかじめ設定する成果指標の達成に応じて徐々にディスバース（支払）していくというような貸付実行の方式を取っており、借入国が一定のアクションを取って成果指標を達成するところをJICAとしてしっかりとモニタリングをしていき、その都度、徐々にディスバースをしていくような仕組みのタイプのものと

なります。

現時点では、JICAでも成果連動型借款の案件形成を複数国で進めていると承知はしていますが、現時点では供与実績はございません。

他方、世界銀行はかなり以前に、たしか2012年ぐらいだったと思いますけれども、こういった成果連動型借款を導入していまして、保健分野で言うと、具体的なエチオピアの保健セクター向けの成果連動型借款を実施しています。これを通じて、実際、目標の達成に応じてディスバースをされるということで、かなり強力なインセンティブが発揮されていまして、母子保健サービスパッケージの提供と利用の改善について成果連動型借款を実施し、指標が達成された結果、妊産婦死亡率であったり、乳児死亡率であったり、5歳児未満児死亡率の削減に大きく寄与したというようなケースがございます。他方、ほかのドナーも成果連動型借款を実施しているところはあるのですけれども、成果指標をあまりにもハードなものに設定してしまうとなかなか達成が困難であるということで、成果指標の達成がかなり遅延してしまっているというような実態もありますので、簡単過ぎず、かつ難し過ぎずという成果指標の設定が難しいですけれども、効果が大きい事業タイプの協力と理解していますので、うまくやっていきたいと考えております。JICAの関係では、円借款を供与するに当たってコンサルタントの配置は当然やりますけれども、我々、同時並行で実施している技術協力プロジェクトも活用しながら、うまくフォローしていきたいなと感じています。

本計画については、ハード物に行くだけではなかなか医療システムの強化は難しいと考えており、特に医療人材の確保というところは難しい課題と思っています。こういったソフト面であるとか政策面でのアプローチについては、成果指標の達成に基づき、徐々にディスバースをしていく、成果連動型借款を使うことで強力なインセンティブを働かせて、こういった先方の取組を促していくものと考えていますので、そういう観点から成果連動型借款を活用できればと現在考えているところです。

次に移らせていただきまして、弓削座長からの2番目、田辺委員からの1番目、道傳委員からの3番目の御質問に関してというところで、成果連動型コンポーネントの詳細に関する御質問をいただいております。この事業の目的としまして、バングラデシュの保健システム強化を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進を目指し、ハード面での医療インフラ整備に加えて、医療人材の確保などソフト面での取組を成果連動型借款で対応していきたいと考えています。

具体的な指標については、先ほど医療人材の話にも触れさせていただきましたけれども、公立病院における医師、看護師、医療関係技術者の数ですとか、そういった辺りを成果指標として設定できないかと考えています。ただ今後、協力準備調査の中で、先ほど指標の設定がなかなか難しい面もあると申し上げましたけれども、どういったレベルのものが適切かというところは協力準備調査を通じて詰めていきたいと考えていますし、医者のみならず、なかなか現地では看護師のキャリアパスがまだ出来上が

っていなくて、日本だと最初は准看護師さんがおられて、その後、正看護師になられて、その後、婦長にどんどん昇進していくというシステムがあるかと思いますけれども、バングラデシュではなかなか、そういうシステムになっていなくて、看護師が頑張って働くインセンティブがなかなか利かないというところもございますので、何らかアドレスできるような指標を設置するとか、考えていければと考えています。

他ドナーとの関係では、世銀が母子保健分野で、ADBが都市部でのプライマリーヘルス分野にて成果連動型借款を検討中とも聞いていますので、こういった他ドナーとの連携がどういった形でできるのかというところも、今後、協力準備調査などの議論を通じて詰めていきたいと考えています。

次に移させていただきまして、弓削座長からの1番目、松本委員からの3番目の医療人材に関する御質問をいただいております。具体的には、2024年時点で循環器センターには医師451名、看護師1,116名で、ノルシンディの二次救急病院につきましては医師15名、看護師130名が在籍されているという状況です。それぞれの病院の増床に伴って必要となる医療人材の数というところは、今後、協力準備調査の中でしっかりと確認していきたいと思いますけれども、成果連動型借款のコンポーネントの中で、こういった人材がしっかりと確保できるように、指標をうまく設定して人材確保もしっかりとアドレスできる形で対応していきたいと考えています。

併せて質の面もですけれども、循環器センターにおいて建設する一部のファシリティ（施設）については、病院の病床だけではなくて、研究・研修施設というところも入れられないかということを考えており、循環器医療水準の向上というところにも寄与していきたいと考えています。

そして、最後になりますけれども、徳田委員からの1番目、道傳委員からの2番目、松本委員からの1番目の、「非感染性疾患対策強化プロジェクト」及び非感染性疾患増加への対応に関する御質問についてお答えをさせていただきます。バングラデシュにおいては、これまで感染症とか、あと、母子保健関連の課題が多かったわけですけれども、食生活とか、あと、生活様式の変化がございまして非感染性疾患が増加しているというところです。現在実施中の「非感染性疾患対策強化プロジェクト」で何をやっているかと言いますと、一次救急レベル、地方にあるコミュニティーヘルスのポストがあつたりするのですけれども、日本で言うと、市中にある医者、町医者の方々だと思いますけれども、そういった医院で高血圧とか糖尿病などの予防・早期発見とその後の管理のモデル構築を進めています。具体的には、医療施設における生活習慣病の診断・治療と患者の登録管理とかの協力をしていますし、あと、医療従事者の能力強化、ツールの改訂等に取り組んでいるというような状況になっています。

他方で、生活習慣病が発覚して、重篤な患者は一部おられるのですけれども、こういった方々への適切な治療を提供するという意味では、二次救急、街中にある結構大きめの病院、市民病院とか、大学病院のような三次救急レベルの医療における施設強

化、医療従事者の能力強化、人材確保に向けた制度面からの支援も重要と考えており、本計画ではそういった課題にアドレスしていく内容になっています。

今回、事業サイトとしているノルシンディ県は先ほど「非感染性疾患対策強化プロジェクト」の事業サイトでもございますので、技術協力とこの事業の連携をしっかりと行って、疾患の早期発見から治療までの医療体制を構築して、一つのモデルケースとして考えていきたいと考えています。

説明は以上となります。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、手の挙がった順番で、松本委員、西田委員、徳田委員の順番でお願いいたします。松本委員、どうぞ。

- 松本委員 すみません。私が1番はあまりよくないかもしれません、そもそもの話をさせていただきたいと思います。

もちろん、事業そのものについて疑念があるわけではなく、これは例えばJICAさんがPCMとかでやった場合に恐らく問題系が複数出てきて、どの問題系に対応するかという検討をされると思うのですが、私が2番目で質問したのは、例えば食習慣とか生活様式の変化が原因であると書かれているけれども、対策としてはそちらにアプローチするのではなく、保健システムにアプローチする。これはこれで一つの合理性だと思うのですが、そもそもの議論をさせていただきたいというのはここの部分でして、つまり、例えば私たち日本ですけれども、医療を整えてきましたけれども、やはり朝とかテレビをつければ、生活習慣であるとか食習慣であるとかのことが山ほど出てくるわけですよ。医療の新しいものを伝えるニュースよりは、圧倒的に我々、一人一人が改善できる方法をテレビは我々に伝えようとしているということを考えたときに、食習慣であるとか生活様式の変化というところに目をつけるということは、考えようによっては、一旦、医療が整った後にやることだという意見も考えられるとは思いますが、しかし、アプローチとしては大事だと思っている次第です。

そこで伺いたいのは、ここまで行くとやや大きくなり過ぎるのですが、やはりどちらにしても、ODAというものは近代化を促進していく、それで、近代化が引き起こした問題というものは、今、我々は経験していて、それは後回しになっていくというようなところがあるような気がしていて、この件もそうなのですが、したがって、食料であるとか農業であるとか鉱工業を発展させる中で起きてくる様々なNCDs（非感染性疾患）に対して、また対策を保健面からやるという、このやり方を中心にしていることに対して、現場でどう思われるのかということを伺いたい。つまり、適正会

議という場でこの議論ができるのは非常に早い段階ですので、計画の非常に細部について議論するというよりは、もう少し大きなところを議論して、適正かどうかという議論はできると思いますし、ある種、大学にいる者としては、この議事録が教材として学生たちの学びにもなるという意味では、こういうことについて、JICA、外務省がどのようにお考えになっているかということはなかなか聞けないものですから、すみません、あえて、非常にそもそもその質問をさせていただきました。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、西田委員、どうぞ。

- 西田委員 私はそんなそもそもその質問ではなくて、成果連動型借款のことについて御説明ありがとうございました。まさしく私が気になっていたところが指標の設定、そして、評価だったのです。

なので、質問としては、これまでなぜやってこなかったのか。これは、JICAとして導入としては初めてになるわけですね。一方で、世銀では結構やってきて成功してきているというものは知られていたのにやってこなかったのは、やはりここら辺の難しさというものが一つあるのかなと思っているのですけれども、まさにこのレベル設定も難しいのですけれども、私の感覚だと、欧米は契約ベースなので、評価のときは達していなかった。それでばっさり切るのだと思うのです。日本の場合、結構、温情主義が、それはどこのセクターに行ってもあるような気がしています。

となると、何となく日本のODAでやった成果連動型借款は甘めに、相手を傷つけずにやろうとするような気がして、そうすると、恐らく狙った結果が出てこない可能性もあるのではないかというような、これは感覚的なものなので分からぬのですけれども、何となくそんな気がするので、その辺りは注意が必要なのかなというものと、他ドナーとの連携で既に触れられているとおり、世銀からいろいろ、やはりこのレッスンズ・ラーンド（教訓）を酌み取ったほうが良いのではないかと思っております。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、徳田委員、お願ひします。

- 徳田委員 御説明ありがとうございます。個別の案件というよりも、バングラデシュそのものについて、皆様の御見解をお伺いしたいなと思っております。

昨年8月のクーデターでユヌス政権が誕生した後、11月だったと思いますが、JICAで早速ODAを実施された。これは民間企業にとって非常に勇気づけられる。

やはり、これは大丈夫なのかと思っている中で、積極的にこういうことをやってくれたというのは非常にありがたかったと認識しております。

その後なのですけれども、この1年で暫定政権がまだ続いている中で、実際に対峙している皆様で、いわゆるバングラデシュ政府の実務レベルの皆さんとの交渉状況。この辺で混乱が来しているとか、もしくはなかなか進捗しないとか、そういうことが出ているのでしょうかというお話と、それから、来年4月に選挙を行うということが既に発表されておりますが、それについて日本政府としてどのような見立てなのか。逆に言えば、またこれで選挙結果によっては混乱が起こる可能性とか、そういうところの見立てについてお伺いできればと思っております。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

それでは、御回答をお願いいたします。

○ 説明者2 まず、西田委員からいただきました御質問からということで、成果連動型指標の設定の仕方は、先ほど申し上げたとおり、難しく、その運用をどこまでリジット（厳格）にやるかが問題意識と理解しています。私自身も世銀の達成指標を見ているのですけれども、一定程度、許容幅を設けていて、10%に満たない場合は多分、それは何らかの条件をつけていたと思うのですけれども、それは許容してあげるとか、そういう運用をどうやらしているようです。

我々も、100%達成されていないからそれはけしからぬと言って、ディスバースをしないと、逆にそうしてしまったことでバングラデシュ政府側のインセンティブと言いますか、やる気を損ねてしまうかもしれない、というところがございますので、その辺りは実際、取組をしてきていたけれども、何がうまくいかなかったのかといったところを分析しながら、では、次はこういうところをこう改善しよう、と合意するなどの条件をつけて、一定程度の逸脱を許容するとか、そういう運用はあるのではないかなどは考えています。

他方で、甘くし過ぎると事業効果の達成というところがなかなかできなくなってしまうというところは、我々も承知していますので、厳格さはしっかりと、どういう指標が良いのかというところを今後議論して整理していきたいと考えています。

松本委員からいただいた御質問で、本質をつく御質問で、大変ありがとうございます。おっしゃるとおり、食生活とか生活様式というところは、病院を造るから良しとか、あと、リファラルシステム（高次病院への紹介）を作るから良しというところではなくて、しっかりと根本にもアドレス（対処）する必要があるというところは我々としても認識をしています。

それで、先ほど御質問の中でも触れていただきました「非感染性疾患対策強化プロ

ジェクト」では、もちろん、生活習慣病の発見もあるのですけれども、栄養指導とか、そういったところも含める内容としていますので、そういったところは、完璧ではないかも知れないのですけれども、予防という観点での取組というところもスコープには含めているところです。

おっしゃるとおり、そもそも、生活習慣病にかかる人を少なくしなければいけないというところは、将来的な医療費負担にもつながってくると思いますので、せっかく成果運動型借款も併せてやれないと考えていますので、そういった中で、根本の原因にアドレスするような指標の設定であるとか、何かできないか考えていきたいと思っています。

お答えになっているかどうか、必ずしも自信がないのですけれども、以上となります。

バングラデシュ全体の話はどうされますか。

- 説明者1 松本委員の御質問についてなのですけれども、私もバングラデシュを訪問しまして、ODAで建設した病院の視察をしたのですが、やはりまだまだ、それこそ本当に看護師さんのキャリアアップがなかなか見えないことに伴う医療人材の未整備の部分というものはあったりするのかなと強く感じた部分ではあるので、今の御指摘の点はそのとおりかと思いますが、こうした支援、まさに医療人材の育成であるとかにつながるものも同時に課題だとは認識しているところです。

すみません。徳田委員のバングラデシュ全体の話なのですが、なかなか選挙の結果について見通せというものは我々はできないところなのですけれども、ただ、この政権移行がちゃんと平和裏に、かつ民主的に移行を実現するということはやはり何よりも重要だと思っていますので、民主的な政権移行がちゃんと行われて、これからも安定的に発展の道を歩んでいくということを日本としても強く期待していますし、それを後押ししていくことが重要なのかなと思っているところです。

- 説明者2 徳田委員から御質問いただいた、計画全体としての遅れがあるのかどうかというところなのですけれども、昨年11月に続いて、今年に入りましても、ユヌス首席顧問が来られたころに、案件が実施決定に至ったという意味では暫定政権との関係でも着実に案件形成は進めてこられたと考えています。

今、バングラデシュ現地でも選挙に向けてというような雰囲気になってきていると思っていますし、そういう状況もあるので、これまでどおり、これまで割と着実に事業を進めてこられたというような状況だとは思うのですけれども、選挙モードに入っていく中で、これまでどおりの開発協力に係るディスカッションがしていけるかどうかはなかなか我々も見通せないところと思っています。

ただ、こういう状況ではあるのですけれども、開発課題はそこにあるというような

状況ですので、我々自身としてはバングラデシュ政府との対話はしっかりと続けていこうと思っていますので、またそういった中でも我々は隨時、その雰囲気はつかめてくると考えています。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○ 松本委員 お忘れかもしれません、西田委員の中で私も気になったのが、これまでJICAでは成果運動型をやっていないとおっしゃっていたので、どうして今までやっていなかつたのかということと、これで踏み切っているわけなので、その話は伺いたいと思ったのです。

○ 弓削座長 お願いします。

○ 説明者2 私も実は久しぶりの事業で、なかなか、その辺りの背景がしっかりと分かっているかどうかはよく分からないのですけれども、世銀はやっていますけれども、やはり我々にとって新しい取組であるということと、なかなか成果指標の設定に結構手間がかかるところが原因かと思っていまして、そういった意味ではなかなか手が伸ばしづらかったというところはあるのだろうなと思っています。

他方、我々がなぜ今回、新たな取組に踏み切ろうとしているかという点については、これまで病院の建設とか、技術協力とか、そういった形での支援をしてきてはいますが、相手方のインセンティブづけというところをしっかりとやっていくことは継続的な取組につながりますので、やはりしっかりと自分たちで制度を組み上げて、それに基づいて着実に政策を実行していくまでフォローできるところがこの成果運動型借款のよいところと思っていますし、まさに制度を持続的に運用していくためにはそういった最初のところをしっかりと飛び立てるまでサポートしていくことが重要と思っていますので、コスト、手間はかかるのですけれども、我々としては今回チャレンジしてみたいと思っていて、今回、このファイナンスを考える、計画するに至ったところです。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

この計画については、まずはバングラデシュの国と政府の状況についての追加説明をいただきました。ありがとうございます。

たくさんの質問があったのが成果運動型借款についてで、いろいろな説明がありました。この案件概要と、説明のお答えの中でも、協力準備調査を通じて、ほかのドナ

一との協調融資とするのか、JICA単独での融資とするのかを検討しますとおっしゃっているので、その検討に当たりましては、今、御説明いただいたこと、メリットとデメリットそれぞれを十分に検討した上で決めるということが重要です。今までJICAは実施経験がないということですので、実施機関の実施能力ですとか成果指標、このDLIの設定の調査をしっかりと行うことが重要です。また、ほかのドナーが実施した連動型または実施中の成果連動型借款の経験から多くのことが学べると思うので、成功の要因が何であるとか、問題は何だったのか、課題は何であったのかということをしっかりと学ぶことが必要だと思います。

それと関連しますけれども、医療人材については、それぞれの病院の増床に伴って必要となる医療人材を確保することが重要です。いろいろな種類の人材があるので、人材の確保を具体的にどのように達成するのかということも確認していただくことが必要です。ほかの点ですけれども、食習慣や生活様式の変化に関する取組ではどういう変化があったか、また、その取組についてのコメントもありました。

たくさんポイントがあるので、全部を申し上げることはできないのですが、これらの点と委員の皆様が挙げられた点を踏まえて、協力準備調査を進めていただくということでおろしいでしょうか。

では、そのようにしていただければと思います。どうもありがとうございました。それでは、この案件についての議論を終了いたします。

(3) マラウイ（無償）「ナカラ回廊との連結性向上のための国道1号線改修計画」

- 弓削座長 最後の案件は、マラウイ「ナカラ回廊との連結性向上のための国道1号線改修計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者1（国際協力局国別開発協力第三課長） よろしくお願ひいたします。国別開発協力第三課長の東です。

外交的意義に関しては案件概要書に記載のとおりですので、早速に各委員からの質問・コメントへの回答に入りたいと思います。

まず、森田委員からのコメントの1番目と3番目についてです。1番目は、TICADのフォローアップの観点から重要な案件との御指摘であり、ありがとうございます。

3番目に、モザンビークを含むナカラ回廊の全体像について御質問をいただいています。これはTICAD9の非常に重要な成果の一つであり、また、全体像ということですので、外務省から御説明を申し上げたいと思います。

ナカラ回廊はアフリカ南東部に位置し、内陸国ザンビア、マラウイからモザンビ

ークのナカラ港を経てインド洋とつながる国際回廊です。この回廊はザンビア、マラウイから外港へと到達する最短の輸送ルートであり、我が国の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンの観点からも重要だと考えています。特に、ザンビアは世界第6位の銅鉱石の生産国であり、また、ナカラ回廊周辺地域は一定の雨量と広大な面積を有する農耕可能地に恵まれているので、その観点からも重要です。他方で、この回廊のさらなる活用のためには、内陸部との連結性の向上が課題になっています。

我が国は、先ほど申し上げたとおり、TICAD9の際に、ザンビア、マラウイ、モザンビークの3か国を対象とした広域オファー型協力「ナカラ回廊整備によるグローバル・サプライチェーンの強靭化」を発表しました。この案件では、ナカラ回廊地域の輸送インフラ整備と強化、さらに産業振興を図り域内の連結性強化によってナカラ回廊の鉱物資源等の輸送ルートとしての価値を高め、地域への投資促進や雇用創出によって持続的な発展を実現することを目指しています。

このうち、特に森田委員から言及のございましたモザンビークに関しては、ナカラ回廊の起点であるナカラ港を円借款によって整備してきており、今後も回廊沿いの輸送インフラ整備などを検討しているという状況です。

続いて、JICAからお願いします。

○ 説明者2（JICAアフリカ部アフリカ第三課長） 皆様、よろしくお願いします。
JICAアフリカ部アフリカ第三課長の松井と申します。

松本委員の1番目、それから、徳田委員の1番目の広域オファー型協力の中で、本計画の位置づけはどういうものなのかという御質問についてです。本計画で改修することを提案する国道1号線は、マラウイ国土を縦断するナカラ回廊の一部を構成し、都市部の交通需要に本事業は応えるのみならず、同線に近接するカネンゴ鉄道貨物駅を活用したナカラ港との間の鉄道貨物利用にも貢献するものです。すなわち、本計画は、急速な都市化と人口増加によるリロングウェ市の一般輸送の需要だけではなく、上記のとおり、ナカラ回廊に関する貨物輸送の需要に対応するものであり、したがいまして、広域オファー型協力の重要な一部と考えています。

また、現時点で判明しているナカラ回廊の連結性向上のボトルネックとしましては、交通インフラ等の未整備、ナカラ港における港湾施設、回廊上の輸送貨物の保管施設（倉庫など）、それから、積替施設や国境施設等の未整備、国境や港湾における税関手続の煩雑さ、雨期に発生する土砂災害を含む自然災害への脆弱性などが挙げられています。こちらは今年、ナカラ回廊上の課題を分析するための調査を行っているところです。今後の案件計画の可能性については、引き続き情報収集を進めるという考えです。

続きまして、松本委員の2番目、他案件と本計画の目標達成に求められる所と条件関係性に関する御質問についてです。

リロングウェ市内の交通のボトルネックとなっている国道1号線の区間のうち、本計画ではリロングウェ川に架かる橋梁から東南部側に接続する2.8キロメートルの区間に対応することを提案しています。

同様に、案件概要書の2.(2)の後段で御案内のとおり、先行する無償資金協力案件にて、その橋梁(0.87キロメートル)の改修や4車線化を進めており、また、マラウイ政府自身も、同橋梁の北側接続区間(0.7キロメートル)の4車線化を進めています。こちらは2026年12月に完工予定です。

本計画は、こうした1号線の拡幅工事に連なるものであるということであり、他事業とよく連携する形で、渋滞の緩和、それから、域内連結性の向上の観点から検討しているというものです。

続きまして、森田委員の2番目、事業費に関する御質問についてですけれども、事業費に関しましては協力準備調査にて確定するものです。現時点では予断ができないということのため、お答えを差し控えさせていただきます。しかしながら、施工コンポーネントの規模ないし開発効果も案件概要書に記載していますので、併せて御参照いただけると幸いです。

それから、弓削座長の1番目の御質問、開発効果の部分についてです。モザンビークのナカラ港からマラウイに輸出入される貨物としては、主にばら積みの乾燥貨物、つまり、ドライバルク、それから、燃料(ディーゼル、ガソリン等)、そして、肥料、小麦等が取り扱われています。2023年度は輸出分が約4万トン、輸入分が約33.8万トンです。ドライバルクに関しては、2021年以降、取扱量が伸び始めています。2024年7月以降、ナカラ港からリロングウェまで鉄道による燃料の輸送が2年ぶりに再開されたということを踏まえると、さらに増加することが考えられます。

それから、マラウイは、耐火セラミックやチタン金属の製造に必須であるルチルという鉱物、それから、鉛筆の芯や潤滑剤、電極や電子機器の材料としても利用されるグラファイトという鉱物の埋蔵量が、それぞれ世界1位、世界2位で、2024年の調査ではルチルとグラファイトの鉱物資源推定量はともに18億トンと言われています。先ほど外務省さんから説明があったザンビアの銅に加えて、こうしたマラウイでの資源に関しても、ナカラ回廊を介して輸出が増加するということが考えられます。

加えまして、ザンビアからマラウイへの輸出額は、2018年の937億ザンビア・クワチャから、2023年の4200億ザンビア・クワチャと4倍以上になっています。順調に増加していると理解しています。また、ザンビアからマラウイへの輸出品は日用品やセメントが多くなっています。こちらは、マラウイ国内における需要も高いということで、リロングウェ市内の物流の円滑化が進むことで、周辺国からの年間物流量も増加するということが考えられています。詳細は協力準備調査で確認させていただきたいと思います。

弓削座長の2番目、それから、西田委員の1番目、ほかの開発機関の事業との関連

に関する御質問です。欧州連合・欧州投資銀行及び世界銀行のそれぞれの事業では、事業の遅延が報道されています。こちらに関しては、詳細について協力準備調査で聞き取りを行う予定でいます。

本計画に当たって、遅延のリスクを軽減するため、そのリスクの要因も確認した上で、マラウイ政府とよく調整いたしたいと考えております。

それから、道路整備に用いられる基準に関して、マラウイの運輸・公共事業省が定める基準を利用するため、特段、メンテナンス時の不便は、ドナー間の事業の違いが生じないと理解しています。

続きまして、弓削座長の3番目、ステークホルダーとの対話に関する御質問についてです。本計画においては、安全対策、工事中の交通渋滞緩和、円滑な事業実施が課題と認識をしています。これらに対して、マラウイ政府と協力をし、関係者間の情報共有や現地説明会を通じて対話をを行う予定でいます。主なステークホルダーについては、運輸・公共事業省（道路局）、それから、道路庁、道路ファンド庁、運輸・公共事業省道路交通安全サービス局や地元警察、リロングウェ市役所、電力会社、水道局、周辺地域の事業主及び住民などを想定しています。

それから、先行する無償資金協力「リロングウェ市幹線道路改修計画」で築いてきたマラウイ当局関係者との関係性を基に、半年に一度の工事品質会議であるとか、安全パトロールといった活動から教訓を整理し、先方負担事項の履行など、円滑な事業実施に必要な措置を調整したいと考えています。

続きまして、田辺委員の1番目、2番目、それから、道傳委員の1番目、西田委員の2番目の環境配慮に関する御質問についてです。本計画は既存道路を拡幅し、4車線化を行うものですけれども、必要な用地は道路未利用地として既に取得されており、新たな用地取得や事業主等のセットバック、それに伴う建物の部分的な切り取り等は想定しておらず、移転対象は200人を上回らない想定です。このため、カテゴリー分類をBと判断しています。

徳田委員の2つ目、調整に関する御質問についてです。協力準備調査において、事業実施の進捗を阻害する要因に関しては調査・分析をまず行う予定です。そして、協力準備調査の段階からマラウイ政府と適切なコミュニケーションを図り、実施が決定した暁には、マラウイ政府により適時適切に措置が講じられるようすり合わせを行っていきたいと考えています。

道傳委員の2つ目、比較案件との類似性に関する御質問についてです。本計画は、リロングウェ市中心部の特に交通量、歩行者が多い市町地を通る国道1号線の改修を計画しています。タンザニアにおいてもダルエスサラーム市内で最も混雑の激しいタザラ交差点の改良により市内交通と回廊交通の円滑化を目指した事業を実施しました。事業対象地域の交通量・歩行者が多い、それから、交通渋滞が発生しているという点において、本計画と対タンザニア事業は類似していると考えています。

説明は以上でございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、森田委員、松本委員、徳田委員の順番でお願いします。森田委員、どうぞ。

- 森田委員 御説明ありがとうございました。

説明にございましたように、ナカラ回廊の整備はTICAD5（2013年）の成果であり、経済界にとって重要な案件です。ナカラ回廊整備と併せて、当時、日本モザンビーク投資協定が署名されました。アフリカ諸国との初の本格的な投資協定であり、併せて大きな成果であったと思います。その後、一進一退しながら、ナカラ回廊整備は進んでいると理解しております。

隣国のモザンビークを含め、どのような計画に基づいて支援しているのか、事前に質問を提出させていただきましたが、松本委員の「本計画単独ではなく、複数の事業が成立して初めて実現する」というご指摘と同じ趣旨です。このマラウイでの計画は、面的な開発の一部であって、全体を俯瞰することが重要です。

また開発効果として、物流量が増加する、あるいは経済成長に資すると記載されていますが、物流量の増加自体は目的ではないと思います。物流量が増加することによって産業が発展し、貧困が撲滅され、社会課題が解決されること、そして、先ほどの説明にあったグラファイトなどの重要な資源を獲得できれば、日本の国益にも資する、まさに「三方良し」である点を説明していくことが重要です。非常に良い計画であり、ぜひ進めていただければと思います。

- 弓削座長 ありがとうございました。

それでは、松本委員、お願いします。

- 松本委員 ありがとうございました。

今日の御説明で、外務省、JICA、ともに鉱物資源の話が出てきました。とはいえる、この案件自体はカテゴリーB、つまり、一部分でありますので、鉱物資源開発とは不可分一体性もないし、環境社会配慮上はつながりがない。ここが結構重要だと私は思っています、その事業をやる意味の中には鉱物資源の存在、そして、港を通じての輸送の話が出てくる一方、一つの事業そのものは決して大きくはありませんので、その計画の検討段階ではそれとの関係が出てこない。ここは多分、JICAの環境社会配慮助言委員会ではカバーできないことだと思うので、あえてやはり開発協力適正会議で議論をしたいと思っている点です。

私が申し上げたいのはただ一つでして、それほどまでに鉱物資源との関係があるとするのでしたら、環境社会配慮ガイドラインとの関係という枠組みだけではなく、日本政府、外務省、JICAとしても、この地域での鉱物資源開発が人権、環境社会に悪影響がないように、モニターをしていただきたいと思います。やはりアフリカ諸国における鉱物資源開発については、児童労働のこともあります、様々、欧米諸国も関心を持っているところですので、それが問題なく行われていることを確認するということは、環境社会配慮ガイドラインを超えて、今の御説明の範囲の中からいくと、日本政府としてやっていただきたいことだと思いますので、この辺り、何か規定があるわけではないですが、それだけ鉱物資源開発との関係があるのであれば、ぜひ適正な鉱山開発が行われているかどうかのチェックをしていただきたいというものが、私からのコメントとなります。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございました。

それでは、徳田委員、お願ひします。

○ 徳田委員 私から1点、今回、このナカラ回廊の重要性は非常によく理解いたしました。その上で、物流網の整備というのも非常に重要だと。このインフラなくしては、やはり物を運べないというものは、これもよく理解できました。

一方で、先ほどから出ていますけれども、今回、ナカラ回廊は、この「三方良し」の中の、特に日本の国益という観点から、鉱物資源開発というところは一番のフォーカスポイント（焦点）になっているのではないかと思うのですけれども、ここについて、日本政府として、本邦側の民間資本をどう持ってくるのか。もしくはJICAで、何らかの形で海外投融資等を活用して、この開発をうまくやっていくのかとか、その辺のお考えがあればぜひお伺いしたい。

というのも、やはりこれはセットで考えないと、回廊だけを整備しても、それは他の国がこれを活用してやって、日本には何も物が来ないとなってしまうことはぜひ避けていただきたいと思っています。具体的な開発案件の御支援についてもぜひ御検討いただければと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、回答をよろしくお願ひいたします。

○ 説明者1 まず、外務省から御回答申し上げたいと思います。

森田委員から御指摘のあったとおり、これは松本委員の御指摘でもあるのですけれども、面的に協力していくことの重要性についてです。今回、この3か国を対象とし

てオファー型協力を行ったわけですが、TICAD9の一つの焦点として、連結性の強化を挙げていました。TICAD9ので3つの焦点は、1つ目が民間資金動員、民間主導の持続的成長、2点目が若者と女性、そして3点目が今申し上げた域内統合と連結性の強化です。

この連結性の強化を進めていくときに、当然アフリカ1か国だけに注目していくは進めることはできない。どうしてもこれまでODAというものは1か国ずつやってきたわけですが、今回、このオファー型協力としても、実は広域型で複数国を対象にするのは初めてなのですが、まさにこの連結性の強化のためには広域型で協力する必要があろうという考え方でやっており、1か国のインフラ整備支援には留まらない形の意義をここで見出せると考えています。

松本委員から御指摘のあった、鉱物資源開発をところだけ強調するのであれば環境の悪影響のないようにモニターすべきであるということは、全くおっしゃるとおりだと思います。主には鉱物資源の関係ではザンビアですが、モザンビークもありますし、先ほどJICAから説明があったとおり、資源開発はナカラ回廊の非常に重要な意義だと思っていますので、それに伴う環境の影響については、外務省、JICAとしてしっかりモニターをしていきたいと考えています。

徳田委員から御指摘のありました、鉱物資源にフォーカスする際に民間資本をいかに動員していくのかという点については、そもそもオファー型協力は、政府のみならず、例えば他のドナーだったり、国際機関、あるいは民間企業の取組を組み合わせていくという意義のあると思っています。具体的にどうやっていくのかは今後の検討によるところもありますが、既にこのザンビア、マラウイを対象にして、海外投融資の案件があります。具体的には「南部アフリカ農業バリューチェーン強化事業」であり、これは農業分野の案件ですが、これにとどまらず、回廊ということで当然インフラ等についてもどういった民間の関与の可能性があるのかという観点から検討したいと思っています。

先ほど申し上げたとおり、TICADのフォーカスの一つが民間主導の持続的成長であり、アフリカの開発全体に関して、やはりODAのみでは限界があると思っていますので、官民連携の観点、民間資本の動員の観点というものを大事にしたいと思っています。

以上でございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

この案件についても、御回答で多くのことが分かりました。本計画を単独ではなく、複数の関連する事業と連携する形で考えることの必要性、鉱物資源などの開発の環境への影響についてもしっかりと考える必要性、また、日本の民間セクターの活用につ

いてのコメントもありました。そして、ほかのドナーが支援している道路の改修・整備事業では遅延が報道されているということで、協力準備調査では事業実施の進捗を阻害する要因について調査・分析を行うとのことでしたので、この調査の内容をマラウイ政府と話し合って、遅延のリスクを低減するための対応策を取って、事業を円滑に進めていただくことが重要です。

ほかの点もありましたけれども、これらの点と委員の皆様が挙げられた点を踏まえて、協力準備調査に進むということでおよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにお願ひいたします。

どうもありがとうございました。これで、この計画についての議論を終了いたします。

2 報告事項

(1) 「ODA評価年次報告書2025」について

○ 弓削座長 次は、報告事項に移ります。「ODA評価年次報告書2025」につき、外務省の説明者から報告をお願いいたします。

○ 説明者（大臣官房ODA評価室長） ODA評価室の新井です。よろしくお願ひいたします。

近日中に外務省ホームページに掲載を予定しております「ODA評価年次報告書2025」について報告いたします。報告書の現物は皆様のお手元に印刷したものをお配りしておりますので、御覧ください。こちらは、一般の方に向けて、外務省による1年間のODA評価の取組を簡潔にまとめたものです。英語版も作成中で、11月に公表予定です。

お手元の報告書の1ページを御覧ください。例年と同様に、この報告書の主な内容はODA評価結果と、ODA評価結果のフォローアップです。ODA評価結果に関しては2024年度の実施分で、こちらは今年4月の第80回適正会議で御報告申し上げた内容です。それから、ODA評価結果のフォローアップについては2024年度提言への対応策、それから、昨年度、2023年度提言に対して私どもが提示した対応策の実施状況を掲載しております。いずれも、この報告書で初めて公表させていただきます。

25ページを御覧いただけますでしょうか。こちらにコラムを用意しております。「OECD-DAC開発評価ネットワーク（EvalNet）と我が国の協力」。こちらを御覧ください。EvalNetの組織、それから、活動、2023年に開催されましたEvalNet40周年会合。これらについて、このコラムで概観してお

ります。

近年のE v a l N e t の定例会合では、被援助国の評価能力の向上が頻繁に議題となっていました。当室は、我々がやっております「ODA評価ワークショップ」と「被援助国政府・機関等による評価」。こちらを日本が取り組んでいるベストプラクティスとして、この会合で積極的に発信させていただいております。

また、E v a l N e t は「新型コロナウイルス関連支援に関する国際評価連合」と合同評価を実施しました。これはCOV I D-19の対応に関する評価ですけれども、当室はこれに対しまして、2024年に実施いたしました、この評価年次報告書にも概要を掲載しております「新型コロナウイルス感染症対策支援の評価」をはじめとした情報提供、それから、先方が提示してくる評価案へのコメントを重ねました。その結果、最終報告書には日本の支援が適切に言及されたということをこちらのコラムでも紹介させていただいているです。

当室は、日本のODA評価におきまして、国際社会との連携強化、それから、被援助国政府の評価能力強化を重視しております。来月11月には東京でアジア太平洋評価学会第5回大会が開催されます。その中で第20回ODA評価ワークショップを実施いたします。世界のODA評価の中で日本の存在感を示すように、引き続き尽力してまいります。

以上が報告でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。では、まず、田辺委員、どうぞ。

○ 田辺委員 御説明ありがとうございます。

ネパールの国別評価ですが、今年9月に大きな政変が起こりまして、その後、暫定政権ということで、残念ながら、この国別評価の実施期間の後に、大きな民主主義の根底を揺るがすような事態になっている中で、2026年に対ネパールの国別開発協力方針についてはレビューを予定していると理解しています。

まさに今も動いている中で、こういった大きな政変を、ある程度、その政変の動きが着地している中で再度評価をしていくことが重要ではないか。そして、それを踏まえた協力方針を策定するのが本来望ましいと思われるのですが、その辺、この評価と現状の理解と、それから、この方針の策定に向けての考え方みたいなものをお聞かせいただければ幸いです。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御発言があれば。

では、松本委員、どうぞ。

- 松本委員 ありがとうございます。

多分、これまでこれを見せていただいていたのですが、気づかなかったのですが、この外務省ODA評価結果フォローアップは、今回、2024年度と2023年度について書かれているのですが、これというものは、すみません。非常に認識が悪くて、これまでずっとやられているのかどうか。とてもいいと思っているのです。評価結果で出た提言にどう対応しているかがしっかりと報告されるのはとてもすばらしいことだと思うのですが、これはいつ頃からやられているのかを教えていただけますと、ずっとやられているのであれば私ですっと過去のものを読みますので、やっています、私の認識不足ですということであれば御指摘いただければと思います。

以上です。

- 弓削座長 ほかに御質問・コメントありますでしょうか。

それでは、御回答をお願いいたします。

- 説明者 まず、田辺委員からの御質問に関してですけれども、省内のやり方として定着しているものは、国別開発協力方針の見直しの材料として、この国別評価を使ってもらう。そういう想定で、タイミングを考えて実施しています。今回のネパールの国別評価の中では、おっしゃられた政変のところはもちろん時期的に入っていますけれども、それに至るまでの背景として、どういう問題があるとか、それにどういう取組がされているとかということは分析はされています。その上で、あくまで国別評価は材料の一つですから、それに加えて、最新の状況は国別開発協力方針を見直す担当部署でそれも加味して見直す。そういう段取りになると思います。

それから、松本委員からの御質問ですけれども、いつからというものが、今、お答えできないのですけれども、かなり前からやっており、この2~3年で急にやったものではありません。（注：過去のODA評価結果のフォローアップは「経済協力評価報告書2003」から掲載開始。）

よろしいでしょうか。

- 松本委員 はい。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに質問やコメントありますでしょうか。よろしいでしょうか。

御説明ありがとうございます。

それでは、この議題はこれで終了いたします。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 次は、事務局からの連絡事項になりますので、発言をお願いいたします。
- 中島総括官 中島でございます。本日はありがとうございました。

次回の第84回開発協力適正会議でございますけれども、申し合わせのとおり、1月23日火曜日に開催予定です。年末お忙しい時期になるかと思いますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。
- 弓削座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもって、第83回「開発協力適正会議」を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

別添 委員コメント一覧

1 ラオス(無償)「首都ビエンチャンにおける送配水施設改善計画」

＜道傳委員＞

- (1) 期待される開発効果としての送配水能力、および効率などは、調査にて詳細確認予定とのことです。正確な数字でなくて結構ですのでよそどの程度の開発効果が期待される計画なのか、ご教示ください。
- (2) 過去のフランス開発庁、中国輸出入銀行、アジア開発銀行の計画は、先行事例として参考にすべき点があればご教示ください。
- (3) H18年度の上水道施設拡張計画では、維持管理体制の整備が重要であるとの指摘がある。整備を進める上で、指摘されている運営および維持管理を行う NPNL の財政問題が課題となる中で、問題はないのか。
- (4) 本計画における漏水箇所への迅速な対応などを行える体制とは、どのような体制なのか、合わせてご教示ください。
- (5) 計画において「多くの在留邦人が居住する地域である」ことは、どの程度、考慮する必要があるのでしょうか。

＜西田委員＞

- (1) ラオス政府による「第9次国家社会開発5か年計画(2021-2025)」で掲げられている、2025年までに全人口の95%が安全な水にアクセスできる状態という目標について、途中でコロナ禍があったことを考慮しても、現状との違いにかなりの差があるような印象です。もともとの計画および目標水準の設定に無理があったのかどうか、ご教示ください。
- (2) 日本の地方自治体が参画した水道能力強化について、地方自治体の側としては専門家職員を派遣する形で協力をしたのでしょうか。地方自治体を交えた形で行う開発協力について、自治体にとって参画する便益の所在をお知らせください。
- (3) 2015年にフランス開発庁が策定して策定した首都ビエンチャン上水道設備マスター・プラン(MP)は、本計画とどのような関係なのでしょうか。その一部を対象とするのではなく、そもそもMP対象地域が異なるのでしょうか。

＜松本委員＞

- (1) 包括的・戦略的パートナーシップに格上げすると、どう変わるのが教示いただきたい。
- (2) 開発途上国の開発を目的とするODAで、在留邦人の健康を守る効果を案件概要書に書くことについて外務省の意見を伺いたい。関連して、日本語の案件概要書の内容は、相手国にも共有しているのかを教えていただきたい。

- (3) 「2. 計画の背景と必要性」の中で、「2025 年までに全人口の 95%が安全な水にアクセスできることを目標」と書かれているが、現時点での達成率はどの程度か。95%との乖離が大きい場合はその原因をご教示いただきたい。
- (4) 「2. 計画の背景と必要性」の終わりから 10 行目に「一環でを含む」との表記があるが誤植もしくは脱字と思われる。修正をお願いしたい。
- (5) 日本では上下水道のメンテナンスにおいて深刻な問題を抱えている。こうした問題と長期的に見た予防策などはラオス政府に共有しているのか。日本のシステムとは異なるやり方もあるのではないか。
- (6) 世界銀行や中国輸出入銀行は類似のプロジェクトを融資で行っているようだが、日本が無償資金協力を供与する理由は何か。ラオスに公的債務問題がなければ有償対象と考えているか、伺いたい。

＜森田委員＞

特になし。

＜弓削座長＞

- (1) 期待される開発効果に送配水能力及び効率が向上するとありますが、どの程度の向上が期待されるのか、現時点でわかる範囲で教えて下さい。
- (2) フランス開発庁の支援で行なわれた既設管の更新、および中国輸出入銀行の融資で行なわれた浄水場建設事業から得られる教訓があれば教えて下さい。

＜田辺委員＞

- (1) 円借款で拡張したチナイモ浄水場の位置と、本事業との相乗効果が期待できる理由を教えていただきたい。

＜徳田委員＞

- (1) アジア開発銀行やフランス開発庁など多くのドナーが支援しているにも拘わらず、一向に水量不足や漏水、そして安全な水へのアクセスが改善されないのは、インフラ以外に根本的な原因があるからではないか。まずは斯様な本質的原因を突き詰めることが肝要。かかる認識を踏まえ、送配水管などのハード面に限らず、人材及び技能を含めたソフト面も含めて課題をどう考えているか教えて欲しい。
- (2) NPNL の水道メーター検針・集金体制構築等の商業的損失対策とはそもそも何が原因で損失が発生し、どのような対策を講じようとしているのか。他の取組含め、具体的な成果は既に表れているのであれば教えて欲しい。

2 バングラデシュ(有償)「保健システム強化計画」

＜西田委員＞

- (1) 案件概要書には、現在のバングラデシュの政権についての評価が入っておりません。暫定政権下でも保健行政方針は変わらずとのことですですが、保健行政の執行能力について大きな影響は出でていないのでしょうか。
- (2) 今回の計画ではインフラ整備での協力を主体としてしつつ、医療人材不足問題への対応については成果連動型借款型を導入する考えが示されています。成果連動型借款について、過去の類似案件を参照するなどして、もう少し具体的な説明をお願いできますか。また、デメリットについてもお知らせください。そのうえで、今回の計画において成果連動型借款が妥当と考える理由をお知らせください。

＜松本委員＞

- (1) 「伝統的な友好国」とは、「いつからの」友好国を指すのかご教示いただきたい。この表現で表される国は外交上どのような位置づけを持つのか合わせて伺いたい。
- (2) NCDs 増加の理由に食習慣や生活様式の変化が挙げられているが、こちらに取り組むのではなく、保険システム強化を選択する理由は何か、ご教示いただきたい。
- (3) 公的医療機関の欠員率が高いが、機材や施設を運営できる人材は十分いる、もしくは本事業を通じて養成できるとお考えか伺いたい。
- (4) 成果連動型借款はこれまでどのくらいのプロジェクトで導入し、成果や課題をどのように把握されているか伺いたい。

＜森田委員＞

特になし。

＜弓削座長＞

- (1) 期待される開発効果は NICVD および NSH の病床数増床とのことですですが、増床後の医療サービス提供に必要な医療人材(医師・看護師)は、それぞれ何人位でしょうか。そして、それらの人材はどのように確保されるのでしょうか。人材育成と新規採用の両方について教えて下さい。
- (2) 成果連動型コンポーネントについて:
 - ① 「必要に応じて借款の一部を成果連動型コンポーネントとすることも検討」とありますが、検討にあたっては、どのような要素が考慮されるのでしょうか。
 - ② 具体的な成果指標(DLI)は協力準備調査を通じて検討するとのことですですが、現時点で、どのような DLI が考えられているのか、わかる範囲で教えて下さい。
 - ③ 保健セクターで成果連動型借款を検討中の世銀及び ADB とジョイント協調融資を想定とのことですが、世銀及び ADB それぞれの DLI についての考えはどのようなものでしょうか。

＜田辺委員＞

- (1) 成果指標(DLI)にはどのような指標が含まれる予定か。「期待される開発効果」では病床数の増加目標のみが記載されているが、医療人材不足が課題となっている中、病床数増加に伴う必要な人員の確保についても重要であり、病院の適正運営のための人員確保の目標等を含めるべきではないか。

＜徳田委員＞

- (1) 同時並行で実施中の「非感染性疾患対策強化プロジェクト」(2023年～2028年)と併せて総合的に考えていく必要があり、本プロジェクトの内容/課題/成果について教えてほしい。医療人材不足に対するソフト面の支援や予防対策についても、本プロジェクトで実施しているのか教えてほしい。
- (2) 「成果連動型借款」の具体的な仕組みと他国での成功例や課題等があれば教えてほしい。

＜道傳委員＞

- (1) バングラデシュでは2026年2月に総選挙が行われることが発表された。ハシナ前政権崩壊後、ユヌス首席顧問を迎えての暫定政権下で、日本の開発協力の継続性はどのように維持されてきたのか、一端をご教示ください。
- (2) 本計画の位置づけとして、食習慣や生活様式の変化によるNCDsの増加が重要課題である説明があることから、予防や保健教育の強化も必要と考えます。本計画ではどのように位置づけられるのでしょうか。
- (3) 医療インフラ支援も課題と理解しますが、医師や看護師の不足も同様に、あるいはより喫緊な課題ではないのか。成果連動型借款での協力について、想定される協力についてご教示ください。

3 マラウイ(無償)「ナカラ回廊との連結性向上のための国道1号線改修計画」

＜松本委員＞

- (1) 「2. (1)」で広域オファー型協力に触れているが、この計画との関係をご教示いただきたい。本案件もオファー型協力という理解でよろしいか。
- (2) 2.8km区間を片側1車線から2車線にするという本案件のスコープで、「2. (1)」で書かれたようなサプライチェーンの強靭化につながるのか、やや疑問に感じる。本計画単独ではなく、複数の計画が成立して初めて実現するとするならば、そうした条件も案件概要書に書いてはどうかと考えるが、外務省の考えを伺いたい。

＜森田委員＞

- (1) TICAD のフォローアップの観点からも重要な案件であると考えます。
- (2) 想定される予算規模について、現時点でのわかる範囲でご教示ください。
- (3) ナカラ回廊について、隣国のモザンビークを含め、どのような戦略・計画に基づいて支援していくのか、全体像を説明してください。

＜弓削座長＞

- (1) ①期待される開発効果に、「周辺からの年間物流量が増加する予定（調査にて詳細確認予定）」とありますが、現在は、どの国からどのような物資がどの程度流通しているのかを教えて下さい。
②それらの物流量が、どの程度増加することが期待されているのかを、現時点でのわかる範囲で教えて下さい。
- (2) 欧州連合・欧州投資銀行、世界銀行およびアフリカ開発銀行が道路の改修・整備を行っていますが、本計画の教訓になることがあれば教えて下さい。
- (3) 本計画実施にあたり、どのようなステークホルダーと、どんな課題について、どのような形で対話をを行うことが考えられているのでしょうか。

＜田辺委員＞

- (1) 本事業がカテゴリーBの理由を教えていただきたい。200人以上の住民移転が生じる可能性はないのか。
- (2) セットバックに伴う建物の部分的な切り取りは生じるか。マラウイは地震国であることから、建物の部分的な切り取りを行う場合は建物の耐震性を弱める可能性がある。災害時の幹線道路のアクセスを確保する上でも避けたほうが良いと思われるがいかがか。

＜徳田委員＞

- (1) TICAD9において策定された「ナカラ回廊整備によるグローバル・サプライチェーンの強靭化」プロジェクトにおいて本ODAはどのように位置付けられるか。ナカラ回廊強靭化において本件含め解消すべきボトルネックがどの程度存在し、優先順位をどう考えているか教えて欲しい。
- (2) 事業費の算出及び先方負担事項の「調整」に加え、事業実施を遅滞させるリスクを排除するための「調整」を行うこととなるが、どのような「調整」を行うのか教えてほしい。

＜道傳委員＞

- (1) 環境社会配慮カテゴリー分類がBとされる根拠をご教示ください。
- (2) 類似案件の教訓としてタンザニアのタザラ交差点改善計画が挙げられているが、本計画が実施される地域とは、地域住民への影響、交通渋滞の発生など、どのような類似性があるのでしょうか。

＜西田委員＞

- (1) ホスト国および複数の他ドナーが同じ国道1号線上の別区間の改修プロジェクトを行っていることを理解しました。特段、本計画の実施において他ドナーとの連携・役割分担を要するというものではなさそうですが、舗装道路の設計基準の違いなどで後日のメンテナンスの際などにホスト国側に不都合などは生じる可能性はないのでしょうか。
- (2) 本計画は片側1車線の接続道路を貨物も通行できる4車線化にするものですが、環境社会配慮力テゴリ一分類はBとなっています。環境への影響が限定的であるという判断についてお知らせください。

(了)